肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
肥料価格高騰対策事業実施要領	肥料価格高騰対策事業実施要領
制定:令和3年12月20日付け3農産第2156号 一部改正:令和4年4月28日付け4農産624号 一部改正:令和4年8月3日付け4農産624号―2 一部改正:令和4年11月22日付け4農産624号―4 農林水産省農産局長通知	制定:令和3年12月20日付け3農産第2156号 一部改正:令和4年4月28日付け4農産624号 一部改正:令和4年8月3日付け4農産624号—2 (新設) 農林水産省農産局長通知
別記1 (第3、第4及び第6関係)	別記1 (第3、第4及び第6関係)
肥料コスト低減体系緊急転換事業	肥料コスト低減体系緊急転換事業
第1・2 (略)	第1・2 (略)
第3 補助対象経費 補助対象経費は、別表1に掲げるもののうち、以下の経費 とする。 1 (略) 2 肥料コスト低減体系への転換実証等 (1)土壌診断	第3 補助対象経費 補助対象経費は、別表1に掲げるもののうち、以下の経費 とする。 1 (略) 2 肥料コスト低減体系への転換実証等 (1)土壌診断

土壌診断用試薬等の土壌診断に係る消耗品費、簡易土 壌診断装置の備品費、土壌診断を外部機関に発注する役 務費、土壌診断実施に係る補助者の賃金等、施肥設計の 相談に係る専門家への謝金及びその他の土壌診断又は 施肥設計の見直しに必要であると認められる経費。

なお、これらの経費は、転換事業取組実施者が参加農業者からの依頼に基づき土壌診断等を行う場合も補助対象とすることができるものとする。

(2) (略)

3 (略)

第4 (略)

土壌診断用試薬等の土壌診断に係る消耗品費、簡易土 壌診断装置の備品費、土壌診断を外部機関に発注する役 務費、土壌診断実施に係る補助者の賃金等、施肥設計の 相談に係る専門家への謝金及びその他の土壌診断又は 施肥設計の見直しに必要であると認められる経費。

(新設)

(2) (略)

3 (略)

第4 (略)

<u>附則</u>

- 1 この要領は、令和4年11月22日から施行する。
- 2 この通知による改正前の肥料価格高騰対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例 によるものとする。